

奈良市公報				令和6年8月1日発行	
第125号				発行所 奈良市役所	
				発行人 奈良市長	
				編集人 法務ガバナンス課長	
目次					
条 例					
月	日	番号	件 名	主 管	
7	1	22	奈良市公報号外第23号に掲載	人事課	
7	1	23	奈良市公報号外第23号に掲載	市民税課、資産税課	
7	1	24	奈良市公報号外第23号に掲載	国保年金課	
7	1	25	奈良市公報号外第23号に掲載	スポーツ振興課	
7	1	26	奈良市公報号外第23号に掲載	住宅課	
7	1	27	奈良市公報号外第23号に掲載	消防局総務課	
7	1	28	奈良市公報号外第23号に掲載	企業局下水道事業課	
7	1	29	奈良市公報号外第23号に掲載	企業局企業総務課	
規 則					
月	日	番号	件 名	主 管	
7	1	41	奈良市公報号外第23号に掲載	スポーツ振興課	
告 示					
月	日	番号	件 名	主 管	
7	1	359	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課	
7	1	360	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課	
7	1	361	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課	
7	1	362	令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課	
7	2	363	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者等の指定	介護福祉課	
7	2	364	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課	
7	2	365	放置自転車等の保管	環境政策課	
7	4	366	開発行為に関する工事の完了	開発指導課	
7	4	367	開発行為に関する工事の完了	開発指導課	
7	4	368	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課	
7	4	369	住居番号の設定	市民課	
7	4	370	差押調書の公示送達	滞納整理課	

7	5	371	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	8	372	道路の位置指定の変更	建築指導課
7	9	373	指定公金事務取扱者の指定	環境政策課
7	10	374	放置自転車等の保管	環境政策課
7	10	375	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	12	376	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	12	377	差押調書の公示送達	滞納整理課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
7	2	43	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
7	3	44	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課
7	9	45	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の休止	共同事務推進課
7	9	46	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
7	9	47	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
7	2	4	奈良市公報号外第23号に掲載	地域教育課
7	2	5	奈良市公報号外第23号に掲載	一条高等学校事務室
7	10	14	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
7	11	7	奈良市公報号外第23号に掲載	
7	11	8	奈良市公報号外第23号に掲載	
7	11	9	令和4年奈良市選挙管理委員会告示第2号（奈良市議会議員選挙における各候補者の選挙運動における収支報告書の要旨）の一部改正	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
7	5	7	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和6年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和6年6月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970106544	地域密着型通所介護	株式会社和ごころ	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1208番地	元気サポート和ごころ	奈良県奈良市南永井町405番地

(令和6年7月1日揭示済)

奈良市告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和6年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和6年6月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105116	居宅介護支援	株式会社ai	奈良県奈良市大安寺一丁目17番13号	居宅介護支援事業所リーベ	奈良県奈良市北之庄町736番地の1 奈良事務機ビル本館1F
2970104770	居宅介護支援	有限会社やまびこ	奈良県奈良市朱雀五丁目3-10	グッドライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目3-10

(令和6年7月1日揭示済)

奈良市告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和6年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和6年6月15日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105470	訪問介護	株式会社ai	奈良県奈良市大安寺一丁目17番13号	訪問介護ステーションリーベ	奈良県奈良市北之庄町736番地の1 奈良事務機ビル本館1F

2 廃止年月日 令和6年6月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970102550	訪問介護	有限会社やまびこ	奈良県奈良市朱雀五丁目3-10	ホームヘルプステーショングッドライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目3-10

2970104689	通所介護	有限会社やまびこ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3-10	デイサービスセンターグッドライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3-10
2960190243	(介護予防) 訪問看護	有限会社やまびこ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3-10	訪問看護ステーショングッドライフ	奈良県奈良市朱雀五丁目 3-10

(令和6年7月1日掲示済)

奈良市告示第362号

令和6年奈良市告示第187号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和6年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙1の表中

つじもとクリニック	学園北二丁目 1-5 ローレルコート学園前レジデンス施設棟 1F	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
つるはら耳鼻科	神殿町 694-1							○	○					

を

つじもとクリニック	学園北二丁目 1-5 ローレルコート学園前レジデンス施設棟 1F	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
-----------	-------------------------------------	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	--	---

に、

中島クリニック	鶴舞東町 2-11 松下興産ビル 1F					○				○				
---------	---------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--

を

中島クリニック	鶴舞東町 2-11 松下興産ビル 1F					○								
---------	---------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

別紙2の表中

おおもりクリニック	六条二丁目 18-36	53-3955	を
おおもりクリニック	六条二丁目 18-36	53-3955	に、
おおやま耳鼻咽喉科	神殿町 694-1	64-3033	
つるた内科	学園大和町五丁目 117	51-3300	を
つるはら耳鼻科	神殿町 694-1	64-3033	

「つるた内科 学園大和町五丁目 117 51-3300 に改める。

」
(令和 6 年 7 月 1 日掲示済)

奈良市告示第 363 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項及び第 58 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び第 115 条の 30 第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 7 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190696	居宅介護支援	有限会社ほのぼの	奈良県奈良市東九条町 206 番地の 25	居宅介護支援事業所リーベ	奈良県奈良市北之庄町 736 番地の 1 奈良事務機ビル本館 1F
2970190647	介護予防支援	医療法人清和会	奈良県奈良市南紀寺町五丁目 53 番地の 1	サンライフ学園前ケアプランセンター	奈良県奈良市学園大和町五丁目 724-4
2970102501	介護予防支援	有限会社ホームヘルパーナースステーション	奈良県奈良市六条一丁目 1 番 12 号	居宅介護支援ならまち	奈良県奈良市六条一丁目 1 番 12 号

(令和 6 年 7 月 2 日掲示済)

奈良市告示第 364 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 7 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190189	地域密着型通所介護	合同会社日々気	京都府相楽郡精華町下狛浄楽 3-4	元気サポート和ごころ	奈良県奈良市南永井町 405 番地

(令和 6 年 7 月 2 日掲示済)

奈良市告示第 365 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 6 月 27 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 6 年 7 月 2 日揭示済）

奈良市告示第 366 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 7 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 4 年 6 月 15 日 奈良市指令整開 第 21A-27 号

令和 6 年 5 月 27 日 奈良市指令整開 第 21A-27-1 号

令和 6 年 6 月 21 日 奈良市指令整開 第 21A-27-2 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 7 月 4 日 第 1898 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘一丁目 3293 番 81

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県生駒市美鹿の台 7 番 29 号

小倉 基宏

（令和 6 年 7 月 4 日揭示済）

奈良市告示第 367 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 7 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 3 月 19 日 奈良市指令整開 第 23A-38 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 7 月 4 日 第 1899 号

公共施設 令和 6 年 7 月 4 日 第 955 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路二丁目 827 番 1 の一部及び 827 番 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路二丁目 1 番 43 号

株式会社梶本 代表取締役 梶本 真也

5 公共施設の種類、位置及び区域

調整池：奈良市四条大路二丁目 827 番 1 の一部

(令和 6 年 7 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 368 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 7 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

(1) 令和 6 年 6 月 5 日付 差押調書（謄本） 1 部

(2) 令和 6 年 6 月 14 日付 配当計算書（謄本） 1 部

(3) 令和 6 年 6 月 21 日付 充当通知書 1 部

3 発送結果

いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返戻

(令和 6 年 7 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 369 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
大安寺五丁目 12 番 20-2 号	六条一丁目 10 番 27 号	南登美ヶ丘 12 番 6-8 号
大安寺五丁目 12 番 21 号	平松四丁目 2 番 3-1 号	西大寺竜王町一丁目 5 番 48 号
大安寺五丁目 12 番 22 号	平松四丁目 2 番 3-3 号	あやめ池北一丁目 9 番 11 号
大安寺五丁目 12 番 23 号	平松四丁目 2 番 3-4 号	西大寺赤田町一丁目 2 番 19 号
西大寺新町二丁目 9 番 17 号	平松四丁目 2 番 5-1 号	四条大路二丁目 2 番 48 号
学園南三丁目 14 番 6 号	平松四丁目 2 番 5-2 号	四条大路二丁目 2 番 47 号
五条二丁目 14 番 22-1 号	平松四丁目 2 番 5-3 号	四条大路二丁目 2 番 46 号
登美ヶ丘四丁目 2 番 1 号	平松四丁目 2 番 5-4 号	四条大路二丁目 2 番 45 号
西登美ヶ丘五丁目 17 番 14-2 号	平松四丁目 2 番 5-5 号	
学園南二丁目 2 番 4 号	平松二丁目 2 番 16 号	
あやめ池北一丁目 10 番 4 号	鶴舞西町 2 番 33-2-室番号	
学園緑ヶ丘二丁目 5 番 4 号	五条西二丁目 8 番 6 号	
学園緑ヶ丘二丁目 5 番 21 号	三碓三丁目 10 番 16 号	
学園緑ヶ丘二丁目 5 番 22 号	五条二丁目 19 番 7 号	

大安寺七丁目 29 番 2 号	南登美ヶ丘 12 番 6-1 号	
帝塚山南一丁目 12 番 25 号	南登美ヶ丘 12 番 6-2 号	
西登美ヶ丘四丁目 17 番 5 号	南登美ヶ丘 12 番 6-5 号	
五条畑一丁目 24 番 17 号	南登美ヶ丘 12 番 6-6 号	
尼辻中町 3 番 10-3 号	南登美ヶ丘 12 番 6-7 号	

(令和 6 年 7 月 4 日掲示済)

奈良市告示第 370 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 7 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和 6 年 7 月 4 日掲示済)

奈良市告示第 371 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 7 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 5 年 1 月 18 日 奈良市指令整開 第 22A-25 号
令和 6 年 6 月 4 日 奈良市指令整開 第 22A-25-1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 6 年 7 月 5 日 第 1900 号
公共施設 令和 6 年 7 月 5 日 第 956 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園中二丁目 1302 番 2 他 27 筆 （別紙参照）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府木津川市兜台六丁目 6 番 4 号
積水ハウス株式会社 奈良支店 支店長 福島 健二
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道 路：奈良市学園中二丁目 1302 番 2 の一部 他 9 筆 （別紙参照）
道路後退：奈良市学園中二丁目 1305 番 1 の一部 他 2 筆 （別紙参照）
調 整 池：奈良市学園中二丁目 1302 番 2 の一部 他 1 筆 （別紙参照）
公 園：奈良市学園中二丁目 1313 番 9 の一部 他 1 筆 （別紙参照）
里道拡幅：奈良市学園中二丁目 1302 番 2 の一部
下 水 道：奈良市学園中二丁目 1303 番 2 の一部 他 7 筆 （別紙参照）
ポンプ用地（下水道施設）：奈良市学園中二丁目 1313 番 9 の一部
別紙

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園中二丁目1302番2、1302番3、1303番2、1303番3、1304番1、1304番2、1305番1、1305番3、1305番4、1305番5、1305番16、1305番17、1305番18、1313番1、1313番6、1313番7、1313番8、1313番9、1317番1、1317番2、1318番2、1318番3、1318番4、1318番5、1318番6、1318番7、1319番及び1542番155

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市学園中二丁目1303番2の一部、1304番2の一部、1305番16の一部、1305番17の一部、1313番9の一部、1317番2の一部、1318番2の一部、1318番3の一部、1318番4の一部及び1542番155の一部

道路後退：奈良市学園中二丁目1305番1の一部、1305番16の一部及び1313番8の一部

調整池：奈良市学園中二丁目1302番2の一部及び1303番2の一部

公園：奈良市学園中二丁目1313番9の一部及び1542番155の一部

里道拡幅：奈良市学園中二丁目1302番2の一部

下水道：奈良市学園中二丁目1302番2の一部、1304番2の一部、1305番16の一部、1305番17の一部、1313番9の一部、1317番2の一部、1318番2の一部及び1318番3の一部

ポンプ用地（下水道施設）：奈良市学園中二丁目1313番9の一部

(令和6年7月5日揭示済)

奈良市告示第372号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路（昭和53年1月25日第52017号）を次のとおり変更の指定をしたので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和6年7月8日

奈良市長 仲川 元 庸

申請者住所	東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
申請者氏名	株式会社 東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋
道路の位置	奈良市五条西一丁目1202番地185、1202番地186、1202番地197の一部、1202番地192、1202番地194及び1202番地196
道路の幅員	最大6.60m 最小5.20m
道路の延長	31.70m
指定年月日	令和6年7月8日
指定番号	第R0604号

(令和6年7月8日揭示済)

奈良市告示第373号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年7月9日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 理事長 樺島 徹	奈良市中筋自転車駐車場の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年6月1日

委託をした日：令和6年6月1日

- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間
令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(令和 6 年 7 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 374 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 7 月 4 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 7 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 375 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 7 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 5 月 10 日 奈良市指令整開第 24A-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 7 月 10 日 第 1901 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市柏木町 450 番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府相楽郡精華町大字植田小字寺東 5 番地 2

株式会社花駒 代表取締役 上野 雄一郎

(令和 6 年 7 月 10 日揭示済)

奈良市告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年7月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年1月19日 奈良市指令整開 第23A-27号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年7月12日 第1902号

公共施設 令和6年7月12日 第957号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1502番1、1505番4及び1508番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市中山町1502番1の一部及び1505番4

下水道：奈良市中山町1502番1の一部及び1505番4の一部

（令和6年7月12日揭示済）

奈良市告示第377号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年7月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

（令和6年7月12日揭示済）

公 営 企 業**奈良市企業局告示第43号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和6年7月2日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月2日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和6年7月16日

下水を排除及び下水を処理すべき区域

排水施設

排水施設の合流式

終末処理場の位置及び名称

	の位置	又は分流式の別	
疋田町四丁目 141-145 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
富雄北三丁目 2571 の一部他	②	分流	
二条町二丁目 80-1 の一部	③	分流	
学園朝日町 656-56 の一部	④	分流	
四条大路三丁目 911 の一部他	⑤	分流	
東九条町 882-1	⑥	分流	
法蓮町 710-3	⑦	分流	
百楽園一丁目 3009	⑧	分流	
西大寺新池町 1824-3 の一部他	⑨	分流	
宝来四丁目 526-1 他	⑩	分流	
学園朝日町 656-56 の一部	⑪	分流	
中山町 10-1 他	⑫	分流	
押熊町 436-1 の一部	⑬	分流	
押熊町 638-4	⑭	分流	
押熊町 1325-1 他	⑮	分流	

位置図省略

(令和 6 年 7 月 2 日揭示済)

奈良市企業局告示第 44 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 3 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
岡田水道工業所	岡田 晃郎	奈良県天理市檜垣町 431 番地	令和 6 年 5 月 30 日

(令和 6 年 7 月 3 日揭示済)

奈良市企業局告示第 45 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 9 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
近畿セキスイハイム施工 (株)	代表取締役 疋田 忠志	奈良市西九条町四丁目 3-1	令和 6 年 7 月 4 日

(令和 6 年 7 月 9 日揭示済)

奈良市企業局告示第 46 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 9 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
満陽設備	池田 泰	奈良県天理市二階堂上ノ庄町 17 番地 5	令和 6 年 7 月 4 日

(令和 6 年 7 月 9 日揭示済)

奈良市企業局告示第 47 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 9 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
満陽設備	池田 泰	奈良県天理市二階堂上ノ庄町 17 番地 5	令和 6 年 7 月 2 日

(令和 6 年 7 月 9 日揭示済)

教 育 委 員 会**奈良市教育委員会告示第 14 号**

令和 6 年 7 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 10 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 6 年 7 月 16 日（火） 午前 9 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案**議事**

議案第 16 号 令和 7 年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について

議案第 17 号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 18 号 奈良市学校設置条例の一部改正について

協議事項

協議事項（1）教員の働き方改革について

傍聴受付は、開催日の午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 6 年 7 月 10 日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会**奈良市選挙管理委員会告示第 9 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条第 1 項の規定により提出のあった令和 3 年 7 月 11 日執行の奈良市議会議員選挙における候補者森田一成に係る公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨（第 1 回分）について、一部訂正の報告があったので、同法第 192 条第 1 項の規定により、令和 4 年奈良市選挙管理委員会告示第 2 号（奈良市議会議員選挙における各候補者の選挙運動における収支報告書の要旨）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 7 月 11 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

候補者森田一成に係る公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨（第 1 回分）中

株式会社北浦商会	商業	270,000

を

」

株式会社北浦商会	商業	270,000
自由民主党奈良県第一選挙区支部	政党	300,000
自由民主党奈良県支部連合会	政党	100,000
自由民主党奈良市支部	政党	100,000

に、

」

「2,397,270」を「1,897,270」に改める。

(令和 6 年 7 月 11 日 掲 示 済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 7 号

奈良市農業委員会令和 6 年 7 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 5 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和 6 年 7 月 12 日（金） 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 2 階 202 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- (4) 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (5) 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (7) 許可申請・届出の取下げについて
- (8) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 13 条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (9) 生産緑地法第 13 条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (10) 知事許可について

(令和 6 年 7 月 5 日 掲 示 済)